

会津若松市

病気のために小学校へも入学できず、どうしようかと悩んでいたところ、在宅訪問指導を受けることがで

きて、ほんとうに感謝しております。子供自身も、先生の来る日は、「さよなははいつしょに散歩するんだ」などと計画をたてて、楽しみに待っています。

体力も劣り病気勝ちだったのが、少しすつ丈夫になってきており、これからは、適当な集団の中に入れて

いただきたいと考えています。

いわき市

本年も引き続き訪問指導を受けることができ、親としても喜びにたえません。

先生がお帰りになられた後も、指導されたテープを聞きながら、カセットのスイッチ自分で操作して復習する態度、みていてもうれしい限りです。

福島市

市川先生の訪問指導を受けて一年になりますが、やすこの表情、動作に大きな変化がみられました。

自分から進んで体を動かしたり要求することも多くなりました。

訪問のある日はとても楽しく、生活にも意欲がみられます。障害のある子供たちがもっと多く、在宅訪問指導が受けられるといふ思います。

三、特殊教育推進地区の活動

あります。

昭和五十・五十一年度は、本宮町・大玉村・白沢村の一町二か村を指定しました。

この地域では、心身障害児に

対する適切な教育の実施を期するためにあります。これは、全国八ブロックから一都道府県を選び、その都

道府県に特殊教育推進地区的指定を委嘱します。その指定は、人口十万~二

十万人程度の市の区域で、指定の期間は二か年であります。

推進地区は、文部省及び都道府県教育委員会の重点的な指導と地域社会の協力のもとに、心身障害児の判別と就学指導を適正に行い、その成果を全国に普及する役割をもっています。

推進地区の主な実施事項は、次のようになっております。

- ① 学校及び地域社会の啓発
- ② 教員の資質向上と指導の充実
- ③ 対象児の適正な判別の実施
- ④ 教育相談の実施と就学指導の徹底
- ⑤ 就学猶予、免除措置の適正化

本県では、昭和四十二・四十三年度の二年間、郡山市がこの指定を受けて研究をすすめたが、その後は、この趣旨を受けて県教育委員会が独自に特殊教育推進地区を設置し、市町村における心身障害児判別・就学指導体制の確立と、判別・就学指導を適正に行い、

その成果を県下に普及することにしてあります。今までこの指定を受けた地域は、会津若松市・相馬市・いわき市で

あつて公報あるいは掲示板をもつて行う。
(4) 設置の届出（県知事あて）

このよう手続きを経て設置された「本宮方部特殊教育推進協議会」の規約をあげ、他市町村の参考に供したいと思います。

本宮方部特殊教育推進協議会規約

第一章 総 則

（協議会の目的）

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、心身障害児に対する適切な教育の実施に関する事務を共同

して管理し及び執行すること目的とする。

（協議会の名称）

第二条 協議会は、本宮方部特殊教育推進協議会といふ。

（協議会を設ける町村）

第三条 協議会は、本宮町・白沢村及び大玉村（以下「関係町村」という。）

が、これを設置する。（協議会が担任する事務）

第四条 協議会は、次に掲げる事務を

管理し及び執行する。

1、対象児の的確な判別の実施

2、教育相談の実施と就学指導の徹底

（協議会の議決を経る。通常の議案の提出及び議決の手続きによる。）

（設置した旨及び規約の告示）

告示は、他の一般の告示と同様で

4、教員の資質向上と指導の充実

（正化）

3、就学義務の猶予・免除措置の適